

社会福祉法人宇土市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇土市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬の支給及び額)

第3条 役員等に対し、次の各号に定める報酬を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給が支給されている役員等及び行政関係職員の役員等に対しては、報酬を支給しない。

(1) 役員に対しては、別表第1に定める報酬を支給する。

(2) 評議員に対しては、別表第2に定める報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等の報酬の支給方法については、理事会又は評議員会への出席など、法人運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬は法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費の支給及び額)

第5条 役員等が本会の用務のために出張する場合は、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、社会福祉法人宇土市社会福祉協議会旅費規程の例による。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

2 この規程施行にともない平成10年6月17日制定社会福祉法人宇土市社会福祉協議会役員等の費用弁償・旅費に関する規程は廃止する。

別表第1(第3条関係)(役員報酬)

区 分	日 額
理事会等への出席	4, 500円
監事監査等への出席	4, 500円

別表第2(第3条関係)(評議員報酬)

区 分	日 額
評議員会等への出席	4, 500円